

土 総 第 8 3 号
令和4年4月18日

隠岐支庁関係各局長 様
農林水産部各課長 様
農林水産部各地方機関の長 様
土木部各課長 様
土木部各地方機関の長 様

土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)
(技 術 管 理 課)

建設工事の設計金額における法定福利費の明示等の一部改正について（通知）

このことについては、島根県公共工事請負契約約款第3条の改正に伴い、令和4年3月28日付け土総第920号で通知したところです。

この通知で、発注者における公表適用除外工事としていました、下水道機械設備工事と下水道電気設備工事については、令和4年3月29日付け国土交通省からの事務連絡で『下水道機械・電気設備工事における「予定価格に占める法定福利費概算額」の算定について』により、法定福利費概算額の算定割合が示されました。

については改めて下記のとおり変更しますので、適切な対応をお願いします。

記

1. 令和4年3月28日付け土総第920号通知の変更内容
発注者における公表適用除外工事の範囲について
下水道用設計標準歩掛表第2巻ポンプ場・処理場施設のうち、
(機械設備) 編、(電気設備) 編を削除
(建築・建築設備) 編は公表適用除外工事として継続
2. 上記で新たに対象とした工事に係る法定福利費概算額の算定方法
令和2年8月18日付け「建設工事の設計金額における法定福利費の明示等について」記2. 明示及び公表の開始時期についての公共工事積算共同利用システムを使用せずに作成する場合と同様
3. 適用年月日
令和4年5月9日以降に入札公告又は指名通知等をする建設工事から

取扱い全般に関すること
土木総務課 建設産業対策室
TEL：0852-22-5388
島根県の法定福利費の積算に関すること
技術管理課 土木設計基準G
TEL：0852-22-5941